

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱

1. 設置

地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、地方裁判所及び家庭裁判所に、それぞれ地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を置くものとする。

2. 所掌事務

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会(以下「委員会」と総称する。)は、当該委員会を置く地方裁判所の運営(その管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。)又は家庭裁判所の運営に関し、設置裁判所(当該委員会を置く地方裁判所又は家庭裁判所をいう。以下同じ。)の諮問に応ずるとともに、当該設置裁判所に対して意見を述べることができるものとする。

3. 組織

委員会は、委員15人以内で組織するものとする。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、25人に達するまで委員の数を増加することができるものとする。

4. 委員の任命

委員は、次に掲げる者のうちから、設置裁判所が任命するものとする。

1. 設置裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
2. 設置裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
3. 設置裁判所に対応する地方検察庁又はその管轄区域内の簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
4. 設置裁判所の裁判官(設置裁判所が地方裁判所である場合にあっては、その管轄区域内の簡易裁判所の裁判官を含む。)

5. 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年とするものとする。
- (2) 委員は、再任されることができるものとする。
- (3) 委員は、非常勤とするものとする。

6. 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任するものとする。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

7. 部会

- (1) 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。
- (2) 部会に属すべき委員は、委員長が指名するものとする。
- (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任するものとする。
- (4) 部会長は、当該部会の事務を掌理するものとする。
- (5) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。
- (6) 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができるものとする。

8. 庶務

委員会の庶務は、設置裁判所の事務局総務課において処理するものとする。

9. 雑則

この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。